

お知らせ

令和6年分推計所得税額について

令和6年度個人住民税課税情報（令和5年分の所得状況等）をもとに、国が提供する「算定ツール」を使用して算出された、推計所得税額です。算定ツールの仕様上、主に下記の例に該当する場合は、実際の令和5年分所得税額（確定申告書や源泉徴収票に記載の額）と大きく異なる場合があります。

- 住宅ローン控除を所得税で引ききっている（住民税で適用がない）
⇒推計所得税額には、住宅ローン控除が考慮されません
※住民税に住宅ローン控除の適用がある場合、推計所得税額を0とする仕様
- 寄附金控除がある ●所得税における税額控除がある
- 総合短期譲渡がある、総合譲渡・一時所得の特別控除前がマイナス

※「算定ツール」は、本来所得税の情報を持っていない市区町村が、住民税課税情報から所得税額等を推計するために国が制作したツールです。最低限すべての市区町村が保有している情報を用いて所得税額等を推計しているため、どうしても正確に計算できない場合があります。

このたびの給付（所得税分）においては、早期に実施するための「推計」とであるという性格から、実際の令和5年分所得税額と、本確認書に記載の推計所得税額に違いがあっても、給付額の再計算は行いません。令和6年分所得税額が確定した時点で再計算を行い、給付不足がある場合は、令和7年度以降に追加給付予定です。（過給付となった場合の返還は求めません。）

▼表面に記載の算定式

所得税	定額減税可能額 3万円×（本人＋扶養親族数）		令和6年分推計所得税額		控除不足額（①） （＜0の場合は0）
	円	－	円	=	円
住民税所得割	定額減税可能額 1万円×（本人＋扶養親族数）		令和6年度住民税所得割額		控除不足額（②） （＜0の場合は0）
	円	－	円	=	円
調整給付金	所得税 控除不足額（①）		住民税所得割 控除不足額（②）		控除不足額 計（③）
	円	＋	円	=	円
	調整給付金支給額（③を1万円単位に切上げ）				万円

注）「扶養親族数」には、控除対象配偶者、16歳未満の扶養親族を含みます（ただし国外居住者は除く）。

給付額算定の基準日について

原則、令和6年6月14日時点で決定している住民税課税情報（5月20日頃までに課税台帳に入力が完了したもの）をもとに給付金を算定していますので、その後に課税情報が修正された場合は、給付金に反映されていません。確定申告等による課税情報の修正があった方については、以下のとおり対応いたします。

- 課税内容の修正により給付金の額（住民税分）が増額となる見込みの場合
→増額となる分を令和7年度以降に支給予定です。
- 課税内容の修正により給付金の額が減額となる見込みの場合
→過給付（多い）分の返還は求めませんので、そのまま受給してください。

940-8501

新潟県長岡市大手通1丁目4番地10

確認番号

999999

長岡 太郎 様

令和6年8月6日

長岡市長 磯田 達伸

調整給付金(※)支給要件確認書

※ 調整給付金とは、令和6年度に実施する所得税・個人市民税県民税（以下、住民税という。）所得割の定額減税を十分に受けられない（定額減税可能額が、令和6年分の推計所得税額又は令和6年度分の個人住民税所得割額を上回る）方に対し、当該上回る額の合計額を基礎として1万円単位に切り上げて算定した額を支給するものです。

令和6年の所得税（推計）及び令和6年度の住民税の課税状況に基づき、支給対象者に該当するため、以下のとおり、支給予定額をお知らせします。

下記の内容を確認のうえ必要事項を記入し、必要書類を添付して、令和6年10月31日（木）（消印有効）までにこの確認書を返送して下さい。審査の上、以下のとおり給付金を振り込みます。

支給方法	口座振込
支給日	確認書を受理した日から概ね 週間後
支給口座	
支給予定額	万円
※「支給口座」欄が空欄の場合は、中面で振込口座を選択・記入してください。	

スマホでも手続きできます！

二次元コードを読み込み、スマートフォンやPCから手続きができます。

※その場合、本書の返送は不要です。

<https://logoform.jp/s/sAmPLe>



（1）調整給付金の支給額及び算出式

所得税	定額減税可能額 3万円×（本人＋扶養親族数）		令和6年分推計所得税額 （下記注意事項※1参照）		控除不足額（①） （＜0の場合は0）
	円	－	円	=	円
住民税所得割	定額減税可能額 1万円×（本人＋扶養親族数）		令和6年度住民税所得割額		控除不足額（②） （＜0の場合は0）
	円	－	円	=	円
調整給付金	所得税 控除不足額（①）		住民税所得割 控除不足額（②）		控除不足額 計（③）
	円	＋	円	=	円
	調整給付金支給額（③を1万円単位に切上げ）				万円

注）「扶養親族数」には、控除対象配偶者、16歳未満の扶養親族を含みます（ただし国外居住者は除く）。

***** 注意事項（必ずお読みください）*****

※1 「令和6年分推計所得税額」欄の数値は、令和6年度（令和5年分）個人住民税課税情報をもとに、国が提供する「算定ツール」を使用して算出された推計額を記載しています。そのため、確定申告書や源泉徴収票の令和5年分所得税額と一致しない場合があります。令和6年分所得税額が確定し、給付不足がある場合は、令和7年度以降に追加給付予定です。

※ 令和6年中に市外に転居する予定の方又は転居した方は、本確認書が、追加給付に際して必要となる場合があるため、写し（コピー）を取って大切に保管ください。

※ 上段の返送期限までに返信がない場合は、市は本給付金の支給を辞退したものとみなします。

※ 本給付金を受給しない場合は、下記のチェック欄（□）にレを入れ、理由を記入してください。

【 私は給付金を受給しません □ 理由： 】

上記記載内容に異議ありません。 ※意図的に虚偽の確認をした場合は返還を求めるほか、不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。

氏名		確認日	令和 6 年 月 日	連絡先電話番号	
----	--	-----	------------	---------	--

中面も必ずご確認ください

（２）給付金の振込先口座の変更等

表面中段枠内の「支給口座」欄が空欄の場合や、別の口座への振込みを希望する場合には、以下いずれか１つのチェック欄（□）にレを入れてください。

- ☐ ① 現に使用している個人住民税の引落口座への振込を希望します。（通帳等の写しは不要）
※口座名義が、給付対象者本人の名義である場合に限りです。
※当該口座の確認のため、担当部に照会することを承諾したものとみなします。
- ☐ ② 下記の口座への振込を希望します。
（通帳等の写しを添付する必要があります。長期間入出金のない口座を記入しないでください。）

金融機関名		支店名	分類	口座番号 ※右詰めでお書き下さい	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい
	1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信濃連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		
金融機関番号		店番号			

ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は ※欄にご記入下さい)	通帳番号 ※右詰めでご記入下さい	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入下さい。	1	0	

（注）金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、長岡市給付金専用コールセンター（0258-39-2347 平日8:30～17:15）までお問い合わせください。

代理人が記入または受給等する場合は、以下にも記入してください。

（※本人が記入する場合であっても、本人以外の名義の口座に振り込みを希望する場合は、こちらにも記入が必要です。）

代理人	(フリガナ)	本人との 関係	代理人生年月日	代理人現住所
	代理人氏名		明治・大正・昭和・平成	
			年 月 日	電話 ()
上記の者を代理人と認め、調整給付金の			を委任します。 ←法定代理の場合は、委任方法の選択は不要です。	署名
			本人氏名	

提出書類の確認をしましょう

（記入・チェック漏れ、添付書類の不備がある場合、給付を受けられません）

☐ 調整給付金支給要件確認書（この書類）

※必要事項はすべて記入されていますか？

- ☐ 【表面】氏名、確認日、連絡先電話番号
☐ 【中面】振込口座の選択、記入（表面の「支給口座」欄が空欄の場合）

☐ 受取口座を確認できる書類の写し

※「（２）給付金の振込先口座の変更等」で、②をチェックした場合のみ添付してください。
※通帳やキャッシュカードの写し（コピー）など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し（コピー）を右面の「必要書類等貼り付け面」に添付してください。

☐ 本人確認書類の写し【代理人の場合のみ】 ※本人がこの書類を記入及び受給する場合は添付不要です

※本人確認書類は、運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、在留カード、介護保険証、パスポート等の写し（コピー）のうち、いずれかひとつ
※本人と代理人分それぞれを、右面の「必要書類等貼り付け面」に添付してください。

記入後の「確認書（この書類）」を、コピーまたはスマホ等で撮影しておくことをオススメします！ 支給金額や指定した振込口座等を後から確認したい場合に役立ちます。

必要書類等貼り付け面

振込先金融機関口座確認書類

（金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し）

- ※ 左面「（２）給付金の振込先口座の変更等」の②に記入した口座への振込を希望する場合は、記入した口座の確認書類（コピー）を添付して下さい。
- ※ 表面中段枠内の「支給口座」欄に記載の口座、または「現に使用している個人住民税の引落口座」への振込を選択された場合は添付不要です。



本人確認書類【代理人による確認または受給の場合のみ】

※本人がこの確認書を記入及び受給する場合は添付不要です

- ※運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、在留カード、介護保険証、パスポート等の写し（コピー）のうち、いずれかひとつ。
- ※本人と代理人分それぞれの本人確認書類（写し）の添付が必要です。
- ※本人が本書類を記入した場合であっても、本人以外の名義の口座に振り込みを希望する場合は、本人と代理人（口座名義人）それぞれの本人確認書類の写しが必要です。併せて、左面の「代理人」欄も忘れずに記入してください。

